

監査実務研究会資料／参考書籍 一覧

(資料)

1. 日本監査役協会や弁護士への説明用に作成した当時の社内状況 (2009年12月)
2. トライアイズ社 定款 (子会社にも適用)
3. 会社への質問状 (2009年1月16日) と、会社からの回答 (1月30日)
4. 経済産業省からの質問項目 (2009年11月2日)
5. 監査役制度を巡る論点－実体験を踏まえて (2009年11月13日)
6. 「監査役の覚悟」のQ&A編集作業における高桑幸一氏よりの質問事項 (2016年1月)
(別冊)
7. 臨時株主総会招集通知書 (2009年9月18日付)

(参考書籍)

瀬木比呂志 著

民事訴訟の本質と諸相－市民のための裁判をめざして (日本評論社) 2013/6/15

絶望の裁判所 (講談社現代新書) 2014/2/19

ニッポンの裁判 (講談社現代新書) 2015/1/16

リベラルアーツの学び方 (ディスカヴァー・トゥエンティワン) 2015/5/30

黒い巨塔 最高裁判所 (講談社) 2016/10/28

裁判所の正体:法服を着た役人たち (清水潔氏との対談) (新潮社) 2017/5/18

裁判官・学者の哲学と意見 (現代書館) 2018/11/30

(関根牧彦の筆名で) 心を求めて 一人の人間としての裁判官 (騒人社) 1996/11/7、他

清水潔 著 桶川ストーカー殺人事件－遺言 (新潮文庫) 2004/5/28、殺人犯はそこにいる (新潮文庫) 2016/5/28、他

細野祐二 著 公認会計士 VS 特捜検察 (日経 BP 社) 2007/11/22、司法に経済犯罪は裁けるか (講談社) 2008/8/5、他

ナシア・ガミー 著 一流の狂気:心の病がリーダーを強くする (日本評論社) 2016/2/29

ヴィクトール・E・フランクフル 著 夜と霧 ドイツ強制収容所の体験記録 (みすず書房) 1956/8/15

高良武久 著 神経質症と心のからくり－どうすれば“とらわれ”から解放されるか (ナツメ社) 1978/11

河野義行 著 「疑惑」は晴れようとも一松本サリン事件の犯人とされた私 (文春文庫) 2001/4/10

浜田正晴 著 オリンパスの闇と闘い続けて (光文社) 2012/4/20

山口敦雄 著 りそなの会計士はなぜ死んだのか (毎日新聞社) 2003/7/1

門田隆将 著 なぜ君は絶望と闘えたのか－本村洋の3300日 (新潮文庫) 2010/8/28

佐々木健一 著 雪(そそ)ぐ人 えん罪弁護士 今村 核 (NHK 出版) 2018/6/21

今村核 著 冤罪と裁判 (講談社現代新書) 2012/5/18

郷原信郎 著 思考停止社会－「遵守」に蝕まれる日本 (講談社現代新書) 2009/4/30

内村鑑三 著 後世への最大遺物 (岩波文庫) 1946/10/10

高桑幸一 加藤裕則 編著 監査役の覚悟 (同文館出版) 2016/6/23

伊藤醇 著 命燃やして 山一監査責任を巡る10年の軌跡 (東洋出版) 2006/4/22

(講演)

2016年5月28日 第24回産研アカデミック・フォーラム (日本公認会計士協会 CPE 認定研修)

講演録:伊藤醇 公認会計士「不正な財務報告と財務諸表監査 山一監査責任を巡る10年を振り返って」

PDF: <http://www.waseda.jp/sanken/publication/academic/24AF.pdf> P43~73

(当時の社内状況。日本監査役協会や弁護士への説明用に作成。実態はもっとひどかった)

(2008 年 12 月作成)

1	直近の4社買収に係わる経営意志決定の稟議書等を要求しても見せない。「稟議書」の意味を知らない。
2	直近の買収会社 4 社の、管理・経理・システム・内部統制体制について何ら説明がない。
3	被買収会社 INA から、買収時の契約に無い高額な経営指導料を徴収している。利益相反の法律違反の恐れ。
4	取締役会決議も経ず、社内規定に違反して開始した株式投資の売買明細、今期の収支決算、現在のポジションについての説明がない。
5	リーマン債含め保有している多額の債券購入に係わる稟議書と債券の内容や現価を示す資料提出を求めても出さない。
6	会社法上の内部統制について、2006 年 8 月 22 日に決議し、開示しており、又、有報上で言及しているが、全く実施しておらず、当然その証跡も無い。
7	金商法上の内部統制体制構築は全くなされておらず、今後の計画についても何ら説明が無い。監査役が構築しろと。
8	コンプライアンス体制は無く、コンプライアンス委員長である取締役が率先して違法行為を行っている。
9	開示情報では、ある事になっているリスク管理体制の実体は無く、リスクの所在の把握、対応方針は無い。
10	買収された会社の役職員に対するひどい仕打ちが継続している。書類上あることになっている内部通報制度は無い。
11	直近の買収会社 4 社の経営陣・監査役等主要メンバーの紹介もされない。
12	株主からの照会に対して、社長自ら電話をとり「うるせー！」などと暴言を吐いている。
13	組織図や社内規定には内部監査部門がある事になっているが、実体は全く無い。
14	これまでの業績不振、直近の度重なる損失の拡大についてその原因・責任の所在について何ら説明は無い。
15	清水市にいる多くの特定の株主と、証券会社員を通じて極めて不明朗な関係がある。
16	取締役会において資料はプロジェクターで示されるのみで、数字の検証も不可能。事前配布を求めたが拒否された。
17	取締役会で私が発言すると、終了後に個室で取締役達に囲まれ、数時間に渡る恫喝を受け罵倒される。
18	臨時取締役会の招集は、取締役会の日の一週間前までに行うことになっているが、突然招集が行われる。緊急の場合は、会社法 368 条に従い、取締役、監査役全員の同意を得よう求めたが無視された。
19	会計監査人との会議に私を同席させるよう求めたが拒否された。
20	2006 年 8 月 22 日の決議・開示では、「監査役監査が実効的に行われることを確保する体制・環境を整備する」となっているが、そういう環境はゼロである。
21	突然解散したソフトウェア開発販売子会社T・ソリューションの事業の顧客無視の対応。
22	ソフトウェア商品であるオムニとズームの開発費用の支払い状況、コードワークス及び海外のソフト開発業者との契約内容を見せる様求めたが拒否された。契約に係わる今後の対応方針の説明も無い。
23	経理部長になる含みで新たに採用した経理課長が、海外送金の根拠となるソフト開発の契約書を見せる様求めたところ、「黙って送金しろ」と恫喝された。その後、同氏は徐々に精神的に不安定となり入社1ヵ月で突然会社に来なくなった。
24	営業マン 4 名を辞めさせた経緯の顛末、特に当局に相談に行った S 氏との顛末について説明を求めたが拒否された。社内規定に基づいた退職金を払わなかったことについての説明が本人にも無い。
25	経理部長は不在であり、連結決算が出来る体制が無い。外部の会計士に高額を払い委託し続けているが、この会計士達からも会計監査人からも、このままでは大変まずいと言われている。
26	取締役、執行役員は、職員兼務の形にする等して個別の報酬額は隠ぺいされている。
27	取締役は、社長の暴走を止める義務があるが、言いなりになり一緒に暴走している。
28	会計監査人の報酬決定にあたって監査役会の同意は無い。会計監査人から見放され監査難民になるリスク十分あり。
29	社員へのパワーハラスメントは日常茶飯事。社名にある Integrity とは裏腹に全く品格のない言葉づかいが飛び交う。
30	離職率の異常な高さ。正論を言う人は次々に退職に追い込まれ、極めて人材不足の状況。
31	監査役監査に必要な書類のキャビネに施錠され、鍵は渡されない。突然、席を子会社に移され、本社に入れなくされた。

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.コンピュータのソフトウェア及びハードウェア並びに大規模集積回路の開発、設計、製作及び販売
- 2.コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製作及び販売
- 3.コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理並びにコンピュータのソフトウェア・プログラムの製作請負、システム設計及びデータ入力を受託
- 4.通信機器及びネットワーク機器関連のソフトウェア及びハードウェア等の開発、設計、製作及び販売
- 5.情報提供サービス業並びに情報提供サービスに関するソフトウェアの開発、設計、製作及び販売
- 6.情報提供サービスに関する設備及びその周辺機器の販売、レンタル、リース、設置、メンテナンス
- 7.通信システムによる情報の収集、処理及び販売に関する業務並びに情報処理サービス業及びそれに付帯するデータベースの作成及び販売
- 8.上記製品の利用に関するサービスの提供及びコンサルティング並びに上記製品の販売促進に関する企画業務の受託
- 9.市場の開拓・技術の開発・財務運営等経営全般にわたるコンサルタント業務、企業の営業譲渡・資産売買・資本参加・業務提携及び合併等に関する斡旋及び仲介並びにコンピュータによる企業経営コンサルティング業務
- 10.会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計及び経理に関する事務
- 11.書籍の編集、出版その他印刷物の企画、製作及び販売
- 12.各種イベントの企画、制作、運営及び管理業務
- 13.ビデオ編集及びコンピュータ映像の企画、制作及び販売
- 14.広告代理店業
- 15.各種割引クーポンの精算事務処理の代行業務
- 16.物流センターの管理・運営及び物流情報の収集業務並びに陸上・海上運送業務及びその代理業務
- 17.電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 18.放送法に基づく委託放送事業
- 19.金融業
- 20.証券業
- 21.有価証券の投資及び運用
- 22.外国為替取引取次業
- 23.投資事業組合財産の運用及び管理
- 24.投資事業組合財産持分の募集及び販売並びにその取扱
- 25.融資、保証及び債権買取を含めた信用供与とその斡旋並びに仲介
- 26.投資顧問業
- 27.著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及び管理運用
- 28.航空測量、航空映像、航空観測及び航空測定並びに測量
- 29.土木・建築工事に関する計画、設計、監理、コンサルタント業務及び施行管理
- 30.環境・地質・海洋・水産・地域情報・資源に関する調査・設計及びコンサルタント業務並びにそれに付帯する工事の請負
- 31.測量・調査・設計・情報処理及びそれに付帯する工事に使用される機械・部品・設備・材料の製造、リース及び販売
- 32.不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理受託
- 33.不動産鑑定業
- 34.労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- 35.損害保険代理店業
- 36.前各号の事業を含む会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
- 37.前各号に付帯する輸出入業務、 38.前各号に付帯する一切の業務

(日本監査役協会より紹介された弁護士と相談の上作成。添削を受けて修正し提出した書類と会社からの回答)

2009年1月16日

株式会社 トライアイズ 代表取締役殿

株式会社 トライアイズ 取締役各位

株式会社 トライアイズ

常勤監査役 古川 孝宏

監査報告書の作成に当たり、以下の通り要請し、また資料のご提示、ご説明をお願い申し上げます。監査報告書締め切りもありますので、1月末までに文書で頂戴出来る様お願い致します。

	(ガバナンス)
1	取締役会は、会社の経営意思決定における最重要会議ですから、十分審議を尽くす必要があります。従って監査役各人に一部ずつの資料を配付すると共に、配布資料は出来る限り事前に配布する様にして下さい。また議題は、事前にお伝え下さい。(会社法362条2項)
2	各取締役は、取締役会の一員として代表取締役の業務執行に対する監督義務がありますが、その状況についてご説明下さい。
3	2006年8月22日に行っている決議・開示の通り「監査役監査が実効的に行われることを確保する体制・環境」を整備して下さい。(会社法362条4項6号)
4	臨時取締役会の招集は、取締役会の日の一週間前までに発して下さい。緊急の場合は、取締役、監査役全員の同意を得て下さい。(会社法第368条及び当社取締役会規則)
	(内部統制)
5	2006年8月22日に決議・開示している会社法上の内部統制体制について、その実施状況を、説明して下さい。(会社法362条4項6号)
6	コンプライアンス体制実施についての現状説明をお願いします。
7	リスク管理体制について現状説明と、リスクの所在、対応方針を説明して下さい。
8	子会社も含め、内部監査体制を実効あるものにして実施して下さい。
9	金融商品取引法上の内部統制体制の構築の現状と今後の計画について説明して下さい。
	(業務)
10	昨年11月の買収3社に係わる、経営意志決定の稟議書等を見せて下さい。
11	買収3社の、管理、経理、システム、内部統制体制について、現状と今後の計画について説明して下さい。
12	昨年11月の買収3社の監査役等主要メンバーにご紹介下さい。少なくとも監査役とは協議しておく必要があります。
13	買収3社の役員選任は、「その他の重要な業務執行の決定」(会社法362条第4項)と考えますので、取締役会に上程して下さい。
14	子会社からの経営指導料の徴収額の大幅な増額は「その他の重要な業務執行の決定」(会社法362条第4項)にあたると考えます。また、利益相反行為の恐れがありますので、法的見解を聴取の上、決定する際には取締役会での審議・決議をして下さい。
15	今期の株式投資の売買明細、今期の収支決算、現在のポジション、今後の方針を明示して下さい。
16	株式投資実施に係る稟議書、投資ルール等を見せて下さい。
17	リーマン債の購入に係わる稟議書を見せて下さい。
18	現在保有している債券の購入に係わる稟議書を見せ、内容を説明して下さい。

以上

平成21年1月30日

株式会社 トライアイズ 監査役会 御中

株式会社 トライアイズ
取締役会

要望への回答

平成21年1月16日付の書面に対して、取締役会から下記の通り回答いたします。

記	
要望	回答
(ガバナンス)	
1 取締役会は、会社の経営意思決定における最重要会議ですから、十分審議を尽くす必要があります。従って監査役各人に一部ずつの資料を配付すると共に、配布資料は出来る限り事前に配布する様にして下さい。また議題は、事前にお伝え下さい。(会社法362条2項)	平成19年2月2日の取締役会で決議している取締役会規程および監査役会規定により、特定取締役に提出するという制度になっております。審議は毎朝の経営会議を含め、十分尽くしております。
2 各取締役は、取締役会の一員として代表取締役の業務執行に対する監督義務がありますが、その状況についてご説明下さい。	各取締役は、毎朝の経営会議への出席と発言、取締役会の出席等、代表取締役の執行状況に対して毎日監督しております。
3 2006年8月22日に行っている決議・開示の通り「監査役監査が実効的に行われることを確保する体制・環境」を整備して下さい。(会社法362条4項6号)	整備しております。
4 臨時取締役会の招集は、取締役会の日の一週間前までに発して下さい。緊急の場合は、取締役、監査役全員の同意を得て下さい。(会社法第368条及び当社取締役会規則)	その通り運営しております。
(内部統制)	
5 2006年8月22日に決議・開示している会社法上の内部統制体制について、その実施状況を、説明して下さい。(会社法362条4項6号)	法令遵守、リスクへの対応については、顧問弁護士と連携することにより、対応しております。コンプライアンス委員会は、監査部および総務部と連携をとることにより、内部統制システムを構築しております。
6 コンプライアンス体制実施についての現状説明をお願いします。	コンプライアンス体制については、コンプライアンス委員会を中心に、毎朝の経営会議での必要な発言を行っております。
7 リスク管理体制について現状説明と、リスクの所在、対応方針を説明して下さい。	各責任者は、担当部署におけるリスク、および、当社グループにおけるリスクに対して、毎朝の経営会議で報告、あるいは、経営幹部に報告しております。報告の結果に関しては、弁護士からの法務チェック、コンサルティング会計士からのアドバイス等を受け、客観的な把握と対応を行っております。
8 子会社も含め、内部監査体制を実効あるものにして実施して下さい。	内部統制制度の対応の中で、内部監査が独立的評価となるように進めております。
9 金融商品取引法上の内部統制体制の構築の現状と今後の計画について説明して下さい。	2月2日に予定しております、取締役会でグループの整備状況について説明します。

(業務)	
10	昨年11月の買収3社に係わる、経営意志決定の稟議書等を見せて下さい。 重要な意思決定に関わるので、稟議書ではなく、取締役会での決議となっております。
11	買収3社の、管理、経理、システム、内部統制体制について、現状と今後の計画について説明して下さい。 管理、経理は、各子会社によって独立して行われております。通常の会計監査に加え、当社の会計コンサルタントがレビューをすることで、問題の早期発見と対応を行っております。システムは、松崎とHAMANOが移管、移行中です。内部統制制度は、ほぼ構築が終わっております。
12	昨年11月の買収3社の監査役等主要メンバーにご紹介下さい。少なくとも監査役とは協議しておく必要があります。 対応します。
13	買収3社の役員選任は、「その他の重要な業務執行の決定」（会社法362条第4項）と考えますので、取締役会に上程して下さい。 今年度の役員体制が固まり次第、取締役会で上程いたします。
14	子会社からの経営指導料の徴収額の大幅な増額は「その他の重要な業務執行の決定」（会社法362条第4項）にあたると思います。また、利益相反行為の恐れがありますので、法的見解を聴取の上、決定する際には取締役会での審議・決議をして下さい。 各社の取締役会で決議を行う予定です。
15	今期の株式投資の売買明細、今期の収支決算、現在のポジション、今後の方針を明示して下さい。 現在ポジションはゼロです。売買明細等は全て保管してあるので確認してください。今後の方針は、最小リスクの運用にとどめるというものです。
16	株式投資実施に係る稟議書、投資ルール等を見せて下さい。 稟議書および、資金運用規程の通りです。
17	リーマン債の購入に係わる稟議書を見せて下さい。 2007年の取締役会決議により行っております。すでに確認いたしました。過去の期のもので、既に稟議書は移転に向けて棚卸済みです。過年度分のもので、明確な理由で確認の必要があれば、再度申し出て下さい。
18	現在保有している債券の購入に係わる稟議書を見せ、内容を説明して下さい。 対応します。

以上

(経済産業省より、突然、連絡があり、2009 年 11 月 2 日に同省にてヒアリングを受けた。下記は、事前に提示された質問事項の書類。なぜ私に連絡が来たのかは不明。当時、民主党政権下で、監査役会に労働組合・従業員から代表を出す案が議論されており、その関係だろうと考えている)

古川孝宏様ヒアリング質問項目

2009 年 11 月 2 日

1. トライアイズ社の状況

(ア) 監査妨害の内容とそれに対する対応

- (1) ホームページ等で、経営陣による監査妨害があったとのことですが、具体的に経営陣は何を行いましたか。
- (2) 監査を行うにあたってどのような不都合が生じましたか。
- (3) かかる状況で監査を行うために、どのような対応をとりましたか。その中で、会社法上の権利行使を行いましたか。あるとすればどの権利を行使しましたか。
- (4) かかる対応や権利行使に対する経営陣の反応はどのようなものでしたか。
- (5) 社外監査役もしくは他の監査役の反応はどのようなものでしたか。
- (6) ホームページで、監査のための情報提供がトライアイズ社従業員からも受けられなかったとの記載もありますが、全般として従業員の反応はどのようなものでしたか。

(イ) 今回の解任騒動（監査役解任議案が取り下げられた 3 月総会、6 月の会社に対する提訴、ホームページ公開、10 月の臨時総会など）をめぐり周囲の反応

- (7) 株主の反応はどのようなものでしたか。特に 09 年 3 月の定時株主総会、09 年 10 月の臨時株主総会における株主の反応はどのようなものでしたか。また、トライアイズ社の株主構成について特徴があると思われますか。あるとすれば、どのような特徴があると思われますか。
- (8) 会社従業員から古川様に寄せられる反応はどのようなものでしたか。
- (9) その他一般の方々から古川様に寄せられる反応はどのようなものでしたか。

(ウ) トライアイズ社の監査役に関する状況

- (10) 監査役間の業務分担の有無、あればその分担内容をご教示ください。
- (11) 監査役スタッフの存在の有無、人数その他の状況をご教示ください。
- (12) 業務執行役員直属の業務監督担当部署との連携や業務分担の有無、あればその状況などをご教示ください。

※トライアイズ社の有価証券報告書によりますと、「当社の内部監査及び監査役監査の組織は、執行役員、監査部 1 名を中心に、監査役との協力関係の下、必要な内部監査を実施する体制を取っております。」との記載がありますが、実際にはどのような連携がなされていたのでしょうか。

- (13) 古川様をはじめ、トライアイズ社監査役の発言頻度・内容・影響力などについてご教示ください。

2. 監査役の在り方について

(エ) 監査役の職務

- (14) 監査役は独任制でそれぞれがすべての監査業務を担当することになりますが、そのような幅広い監査をすることによる負担はありましたか。
- (15) 社内の者が監査役になる場合、監査役としての職務を果たすにあたって必要と思われる個人の能力・会社内の制度整備について、お考えをお聞かせください。

(オ) 監査役責任について

- (16) 監査役責任は、会社法上定められている善管注意義務に基づく責任に加え、上場会社の監査役においては、開示や内部統制などについても損害賠償責任を負うところであり、厳しい責任を負う存在であるとも考えられるところです。古川様の監査役のご経験に照らして、監査役の適正な責任についてのご見解をご教示ください。

(カ) 監査役に関する制度改正の必要性・可能性について

- (17) 現行会社法制度下において、古川様の監査役のご経験に照らして、監査役制度をより強化するために必要と考えられる制度があればご教示ください。
- (18) 古川様の監査役のご経験に照らして、現行会社法では保障されていない権利で、監督のためにより有効であり新たに創設すべきと考えられる権利があれば、ご教示ください。
- ※監査役は、業務執行者の監督者であるにもかかわらず、その権限の範囲は原則として業務執行の適法性の監査に限られ、取締役会において議決権は有さず取締役の選解任権もなく、海外と比較して監督機関としてはやや権限が弱いという見解もあるところです。

(キ) 監査役会に従業員が入ることの必要性・可能性について

- (19) 仮に監査役として労働組合・従業員代表が選任すべきとの議論がありますが、古川様の監査役のご経験に照らして、当該監査役は監督機関としていかなる効果があるとお考えですか。また、実効的にするためにはどのような点に注意すべきとお考えですか。
- ※監査役の一部に労働組合代表または従業員代表を選任することで監査の機能・権限が強化され、企業の不祥事や法令違反を抑止する効果があるとの見解や、会社経営に労働組合・従業員の意見が反映され労働者保護に資する効果があるとの見解もあるところです。

3. その他企業統治の在り方について

- (20) その他古川様の考える望ましいコーポレート・ガバナンス体制について、古川様の監査役のご経験に照らしてご見解をご教示ください。

以 上

(2013 年 4 月、全ての裁判を終えた直後の実感であり、支援者の方々に送ったメールに記載した事項です。その後の思いも少し加えました。ご異論もあるでしょうが、皆様に考えて頂きご教示頂くための材料として記載します。番号は時系列表の右端の番号と符合します)

監査役制度を巡る論点－実体験を踏まえて

1. 監査役は実質的に経営者により選任され、報酬も決定される。会計監査人についても同様であり、これでいいのか。
2. 会社法上の内部統制構築義務違反は、会社に損害が出なければ有報上に虚偽記載があっても許されるのか。
3. 監査役は、各種調査権等様々な権限が与えられ、任期は4年など建前では様々な権利が与えられているが、それを担保するものは無い。監査妨害への罰則規定を制定し、法に規定されている通りに監査役が監査の為の資料を入手出来る様にする必要がある。
4. 監査役が不正を知らず黙って適正意見に押印する等、いざと言う時に職責を果たさなかった場合の対処。また、最低限、取締役と同程度の報酬を与え、重責であることの自覚を促す必要性。
5. 公認会計士は、数字の虚偽記載のみチェックすれば事足りるのか。有報記載内容の内、数字の虚偽記載を生じる可能性のある事項について法令違反を指摘する必要性は無いのか。
6. 日本監査役協会の雛形があることによる弊害。雛形通りの監査報告書など誰も読まない。監査役が自ら考え自らの言葉で書く様にする必要があろう。思考停止は悪である。
7. 金商法 193-3 は監査役が会計士を糺す事は出来ない。会計監査人が「監査人として法令違反の是正その他適切な措置を取る」事をしない時にも、監査役が当局に申し出る事が出来る制度であるべき。
8. 会社法施行規則 130 条 2 項の定めに従い監査役が個別意見の付記を求めても実施されない場合の対処。
9. 子会社監査役の地位は極めて脆弱である。監査役は大株主により解任されれば、会社法違反は問えなくなるのであり、存在が無意味ではないか。
10. 社外取締役・社外監査役が居さえすればコーポレートガバナンスが保たれるとは思えない。社外の人が月に数回来るだけで、内部の違法行為や重要な問題点など見つけられるとは到底思えない。社外から来た経営者の友人・知人が、いざと言う時に物を言えるのか。官僚・司法界の人達の職場を広げるだけではないか。
11. 会社は様々な宣伝ツールを持っているが監査役には監査報告書しかなく、個別意見の掲載も担保されていない。会社側同様、監査役から株主への情報発信が行える様にする必要がある。
12. 監査役解任議案が提出された場合、実際の投票数を解任される側が容易に確認出来る様にする必要がある。現状、総会の検査役を置く事も簡単では無く、票数にごまかしがあっても調べられない。監査役に総会検査役の選任権を与えるべき。法制審議会会社法制部会や会社法研究会(公益社団法人商事法務研究会)は何をしているのだろう。

13. 株主総会への出席者数に、実際の総会に出席する人数のしほりを入れる必要がある。議決権行使書送付やインターネット投票だけでは、真実が伝わらないままの投票となる。
14. 監査役解任は特別決議によることになっている。しかし、定款を変えれば議決権の 1/3 の 2/3、つまり 22%で通るのではハードルが低すぎる。議決権総数の 2/3、せめて過半数を要することにするべきである。よく知らない人達から、「古川監査役は株主の 2/3 から辞めさせた方がいいと判断したのだから仕方が無い」とされた。(ネット上での意見等)
15. 会社は特別決議の様な重要場面でもクオカードで株主を集める事が許されている。少なくとも特別決議の場合には、クオカード等の贈呈により議決権行使書送付を促す等の行為を禁止する必要あり。
16. 証券取引所は会社にコーポレートガバナンス上の深刻な問題が発生(有価証券上場規程第 207 条違反)していても、監査役に事情聴取さえして来なかった。日本監査役協会は、協会及びその推薦弁護士の指導に基づいて行動し解任された私に、退会を強要した。これでいいのだろうか。
17. 臨時株主総会で議案が追認されることにより違法行為の全てが糊塗されて良いのか。解任されれば原告適格を失い、結果的にどの様な法律違反も問題にされないのでは、経営陣は違法行為を指摘する監査役を全力で解任して来るだろう。子会社の監査役がいくら法令違反を指摘しても解任されれば終わりでは、無意味ではないか。
18. 裁判所が票数確認の為の証拠保全も認めないのでは、監査役は究極の所で聞えない。
19. 弁護士は人の心を扱い、人の一生を左右する極めて重要な仕事であると思った。弁護士の選任・交渉・協働・信頼関係構築に伴う困難。歴史に貢献することの重要性。
20. 裁判所が、しばしば「和解」を強要して来るのは、判決を求める自由と権利、その判決が間違っていると思えば、最後まで争う自由と権利の侵害である。
21. 監査費用支払い(及び前払い)を会社に義務付けている会社法 388 条は画餅である。私にとって、会社法はスケアクロウであり茶番劇であった。日本は本当に法治国家か。司法界全体への強い不信感。マスコミにも大きな責任あり。
22. 株主偏重の ROE 経営、役員報酬改革論、常勤も独任制も無い監査等委員会設置会社への強い違和感。

以 上

支援者達との共著書籍「監査役の覚悟」の Q&A 編集作業における高桑幸一氏よりの質問事項(2016 年 1 月)

1. 古川さんは何でそんな会社に入ったのだ、と言う人が多いのですが、入社時点で会社の実態は知っておられましたか。
2. 入社してから、この会社はやばそうだと気付いた時に、辞める事は考えませんでしたか。
3. 社外監査役である公認会計士が辞任したことをどう思いますか。
4. 取締役会の開催通知や事前説明、協議状況は通常はどうなっていたのですか。
5. 取締役会の運営が不適切だったとしたら、債券購入や企業買収について、差し止め請求する事は考えられませんでしたか。
6. 監査役会では協議が適正に行われていたのですか。他の監査役は、なぜ、会社の言いなりになって適正な監査を行わなくなったのでしょうか。
7. 会計監査人は最初古川さんと呼んで相談したにもかかわらず、なぜその後古川さんの質問に答えようとしなくなったのでしょうか。会社法は監査役が会計士を選解任するように変わりましたが、効果が期待できますか。
8. 日本監査役協会の会員に、自分で会費を払ってまでなりましたが、効果はありましたか。また、要望などがありますか。
9. 日本監査役協会から紹介された弁護士の意見に従って会社に質問状を出されましたが、結果から考えて適切な対応でしたか。
10. 会社法に詳しい弁護士に対応を依頼されましたが、弁護士費用や裁判費用はどうされたのですか。
11. 監査報告に判子を押さなかったのに押した事になっていた、監査報告個別意見を出したのに添付されなかった、というのは明らかに法律違反ですが、そこは追及されなかったのですか。
12. 株主に会社の実態を報告するホームページを開設されましたが、適切な対応だったと思いますか。音声ファイルについてはどう思われますか。
13. 株主総会は会社の最高の決議機関ですが、事前に議決権が収集されて総会開催時には決しているのが実態です。どう思われますか。
14. これだけ問題のある総会では、検査役を選任しておくべきと思いますが、どうして選任しなかったのですか。
15. 株主総会后に、何故弁護士が交代したのですか。
16. 裁判長は企業ガバナンスの向上のために判決を書きたい、と言っておられたのに、なぜ和解になったのですか。
17. 会社法が改正されましたが、企業不祥事の抑制に効果があると思われますか。
18. 制度上で、不備なものはありますか。その改善のためにどうすべきですか。
19. 会社との対峙、弁護士対応や裁判対応は大変だったと思いますが、どうしてここまで頑張れたのですか。家族から止めてほしいといった意見はありませんでしたか。
20. 他の会社の監査役からの相談はありましたか。
21. 悩める監査役に対して、アドバイスするとすれば何でしょう。

以 上